



青森県報

第千九百八十七号 平成十四年二月二十二日(金曜日)

○型式の検定適合遊技機 (生活安全) 課 …… 五

目 次

- 字区域の変更 (振興課) : 一
- 右 同 (同) : 二

- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる (青少年課) : 二

- 特定第一号漁業者の漁獲共済加入義務の発生 (団体経営課) : 二

- 木材業者の登録の変更 (林政課) : 二

- 土地収用法による事業の認定 (監理課) : 三

公 告

- 換地処分 (農村整備課) : 三

- 県営土地改良事業計画変更の決定 (同) : 三

- 右 同 (同) : 四

- 右 同 (同) : 四

- 右 同 (同) : 四

- 建設業者の許可の取消し (同) : 四

- 右 同 (同) : 五

- 右 同 (八木事務所戸) : 五

公安委員会

大字斗賀字高畠一の三から一の六まで、大字斗賀字古館二三の二、大字斗賀字古館二三の二、大字剣吉字剣吉河原二七の一部、三六、三七の一部、三八の一の一部、四四、四五、四六の一部、四七の一の一部、五七、五八、五九の一部、六〇の一部、七〇から七一まで、七三の一部、七九、八〇、八一の一、八二から八八までの各一部、大字剣吉字桜場二六〇の一部、二六一の一部、二七四の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を大字斗賀字斗賀河原に編入する。

大字森越字高畠一の三から一の六まで、大字剣吉字桜場二六〇の一部、二六一の一部、大字剣吉字留場河原二三の四、二五の二、三〇の五から三〇の一六まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部を大字剣吉字剣吉河原に編入する。

青森県告示第五十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、名川町長から名川町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十四年二月二十二日からその効力を生ずるものとする。
平成十四年二月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

三戸郡名川町

大字斗賀字久保田一六の二、一七の二、大字斗賀字古館二三の二、大字剣吉字剣吉

河原二七の一部、三六、三七の一部、三八の一の一部、四四、四五、四六の一部、四

七の一の一部、五七、五八、五九の一部、六〇の一部、七〇から七一まで、七三の一

部、七九、八〇、八一の一、八二から八八までの各一部、大字剣吉字桜場二六〇の一

部、二六一の一部、二七四の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国

有地の全部を大字斗賀字斗賀河原に編入する。

告 示

○型式の検定適合遊技機 (生活安全) 課 …… 五

公

告

登録年月日		登録番号	氏名(法人にあっては、氏名及び代表者の名)	住所	変更に係る事項	変更の内容
					変更前	変更後
平成二・五・一	二〇〇一	大畑单板株式会社 代表取締役 戸栗 基喜	下北郡大畑町大字大畑字庚申堂八一の二	戸栗 力	戸栗 力	戸栗 基喜
二・五・一	二〇〇一	株式会社前田製材所 代表取締役 前田 修子	五所川原市字鎌谷町五〇四の一	○四の一	○四の一	○四の一
平成十四年二月二十二日						

青森県告示第六十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年二月二十二日

青森県知事 木村守男

一起業者の名称
三沢市

事業の種類

国際交流野外活動広場整備並びにこれに伴う農道及び農業用水路付替工事

起業地

青森県三沢市大字三沢字園沢及び南山三丁目地内

- 1 収用の部分
- 2 使用の部分

なし

土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
三沢市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、 笹館地区の県営土地改良事業(農林漁業用揮発油税財源身替農道整備)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月二十二日

青森県知事 木村守男

一起業者の名称
三沢市

事業の種類

国際交流野外活動広場整備並びにこれに伴う農道及び農業用水路付替工事

起業地

青森県三沢市大字三沢字園沢及び南山三丁目地内

- 1 収用の部分
- 2 使用の部分

なし

縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

青森県知事 木村守男

二 縦覧の期間
平成十四年二月二十三日から同年三月十四日まで

三 縦覧の場所
弘前市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、長坂地区の県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の二第一項の規定により、老部川地区の県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月二十一日
青森県知事
木村守男

青森県知事
木村守男

一
総覽に供する書類
土地改良事業計画

一 縦覧に供する書類

平成十四年一月二十三日から同年三月十四日まで
越後湯谷

平成十四年一月二十三日から同年三月十四日まで
北支那銀行

弘前市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、
庄内地区の県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）計画を変更し
たので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次
のとおり縦覧に供する。

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年一月二十一日

青森県知事
木村守男

一 縦覽に供する書類

平成十四年一月二十三日から同年三月十四日まで

三
総覽の場所

一 商号又は名称 有限公司木村組
二 代表者の氏名 木村 征司
三 主たる営業所の所在地 青森市
四 許可番号 青森県知事許可(般)
五 取消年月日 平成十四年二月六
六 取消しに係る建設業の許可

青森県知事
木村守男

六 取消しに係る建設業の許可
鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となつた事実

平成十四年一月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年二月二十二日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 須藤組
二 氏名 津川淳
三 主たる営業所の所在地 南津軽郡浪岡町大字吉内字東留岡一七の一
四 許可番号 青森県知事許可（般一一二）第一七二八〇号
五 取消年月日 平成十四年二月四日
六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となつた事実

平成十四年一月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年二月二十二日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 共和鉄筋工業所
二 氏名 立花辰治
三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字上市川字鳩岡平四八の一
四 許可番号 青森県知事許可（般一一二）第三三五九号
五 取消年月日 平成十四年二月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可
鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

平成十四年一月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

七 取消しの原因となつた事実
平成十四年一月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百一十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年二月二十二日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

遊技機の種類		型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	C R Eアドベンチャー	マルホン工業株式会社	
同 右	C R江戸っ子源さんL7	株式会社三洋物産	
同 右	C R江戸っ子源さんM6	同 右	
同 右	C R ポクポク坊主R フィーバーセブンミッショング	株式会社メーシー販売	
同 右	X	株式会社三共	

同 右	同 右	回胴式遊技機 ガングン	同 右	同 右	同 右
オオタコスロ2—30		ラトルスネーク CRドクターラボ DX	J C 13R フィーバードデカザウルス	CRフィーバーバカ殿SP	
	株式会社エレコ	株式会社大都技研	株式会社エース電研	同 右	同 右

青森市長島一丁目一番二号 青森県	発行所・発行人
青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭